

○宇和島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

平成26年10月1日

要綱第56号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対しその交付の事実を通知する制度(以下「本人通知制度」という。)を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し若しくは消除された住民票に記載をした事項に関する証明書又は戸籍の附票の写し若しくは消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本若しくは抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書又は磁気ディスクをもって調製された戸籍若しくは除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3第1項及び第2項又は第20条第3項及び第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により市の住民基本台帳に記録されている者(消除された住民票に記載されている者を含む。)

(2) 住基法の規定により市の戸籍の附票に記録又は記載されている者(消除された戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。)

(3) 戸籍法の規定により市の戸籍に記録又は記載されている者(消除された戸籍に記録又は記載されている者を含む。)

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告(民法(明治29年法律第89号)第30条に規定する失踪の宣告をいう。以下同じ。)を受けた者は、本人通知制度の対象としないものとする。

(登録の申込み等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ宇和島市本人通知制度登録申込書(様式第1号)により市長に申込みをしなければならない。

2 前項の申込みをする場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、次の各号のいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 住民基本台帳カード(本人の写真が貼付されたものに限る。)

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書(本人の写真が貼付されたものに限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、本人であることを証するため市長が適当と認める書類

3 第1項の申込みを代理人により行うときは、当該代理人は、当該代理人に係る前項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他申込者の法定代理人であることを証明する書類。ただし、市に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が確認できる場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により、市の窓口において申込みをすることができないとき。

(2) 他の市区町村に居住しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(登録者名簿への登録、登録期間等)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込者を宇和島市本人通知制度登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込者を登録者名簿に登録したときは、当該登録した者(以下「登録者」という。)に対し、宇和島市本人通知制度登録決定通知書(様式第3号)により登録をした旨及び当該登録の有効期間(以下「登録期間」という。)を通知するとともに、登録者であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

3 登録期間は、登録者名簿に登録した日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までとする。

4 市長は、登録期間が満了する日のおおむね1月前までに、登録者に対し、宇和島市本人通知制度登録期間満了のお知らせ(様式第4号)により登録期間が満了する旨を通知するものとする。

5 前項の通知を受けた登録者は、登録期間満了後においても引き続き登録を希望するときは、前条の登録の申込みを再度行わなければならない。

(登録内容の変更等)

第6条 登録者は、登録期間中に氏名、住所その他登録内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、宇和島市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出をする場合について準用する。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消するものとする。

(1) 第5条第3項に規定する登録期間が満了したとき。

(2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

(3) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

(4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に登録を抹消する必要があると認めるとき。

(登録者への通知)

第8条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、宇和島市住民票の写し等の第三者交付に係る通知書(様式第6号) (登録の申込みの際に電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。以下同じ。)での通知を希望した者にあつては当該電子メール)により、当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 交付年月日
- (2) 証明書の種別及び通数
- (3) 交付請求者の種別
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

宇和島市本人通知制度登録申込書

年 月 日

宇和島市長 様

宇和島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり本制度の利用を申し込みます。

登録する人の氏名（通知を希望する人）	フリガナ	生年月日 性 別	年 月 日 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住 所	〒		
本 籍	宇和島市	筆頭者	
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※電子メールでの通知を希望する方は必ずご記入ください。登録後に、登録確認メールを送信します。文書による通知は行いません。なお、申し出されたメールアドレスに通知ができなかった場合は、電子メールでの通知を希望しなかったものとみなします。

メ ー ル ア ド レ ス	@
------------------	---

※代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

代理人の氏名	フリガナ	区 分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人 3. 任意代理人
住 所	〒		
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

(注) 1 申請できるのは、宇和島市に住民票がある（又はあった）方及び宇和島市に本籍がある（又はあった）方に限ります。

2 申請の際に次の書類を提示又は提出してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが任意代理人であるときは、併せてその旨を証明する旨の書類（委任状等）

様式第2号(第5条関係)

宇和島市本人通知制度登録者名簿

登録 番号	登録日	氏 名	生年月日	性別	住 所	法定代理人	連絡先	備考
	満了日				本 籍	筆 頭 者		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

宇和島市長



宇和島市本人通知制度登録決定通知書

宇和島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき申込みがありましたこのことについて、同要綱第5条の規定により宇和島市本人通知制度登録者名簿に登録しましたので通知します。

登録番号	登録日	年 月 日
	有効期間	年 月 日

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

宇和島市長



宇和島市本人通知制度登録期間満了のお知らせ

宇和島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定により申込みがありましたこのことについて、下記のとおり登録期間が満了しますので、同要綱第5条第4項の規定によりお知らせします。

登録番号	登録日	年 月 日
	有効期間	年 月 日

様式第5号（第6条関係）

宇和島市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

宇和島市長 様

宇和島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第6条の規定に基づき、登録内容の変更又は登録の廃止について、次のとおり届け出ます。

登録している 人の氏名	フリガナ	生年月日 性 別	年	月	日
			<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
区 分 (いずれかに○)	変更		廃止		

(変更の場合)

変更事項 (いずれかに○)	氏 名 連絡先	住 所 メールアドレス	本 籍	筆頭者 その他 ()
変 更 前				
変 更 後				

代理人が届出をする場合は、次の欄に記入してください。

代理人の氏名	フリガナ	区 分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人 3. 任意代理人
住 所	〒		
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注) 申請の際に次の書類を提示又は提出してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが任意代理人であるときは、併せてその旨を証明する旨の書類（委任状等）

第 年 月 日

様

宇和島市長

印

宇和島市住民票の写し等の第三者交付に係る通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、宇和島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第8条の規定により通知します。

交付年月日	年 月 日
<p>証明書の種別（通数）</p>	<p>住民票（除票）の写し () 通 住民票記載事項証明書 () 通 戸籍の附票（除票）の写し () 通 戸籍謄本・抄本 () 通 除籍謄本・抄本 () 通 改正原戸籍謄本・抄本 () 通 戸籍記載事項証明書 () 通</p>
<p>交付請求者の種別</p>	<p>本人等の代理人 本人等の代理人以外の者 ※本人等とは、住民票の場合は同一世帯、戸籍の場合は配偶者及び直系親族を指します。</p>

注）この通知の内容に加えて第三者交付に係る具体的な情報を知りたい場合は、宇和島市個人情報保護条例等の規定に基づき開示請求することができます。

なお、開示請求が認められた場合においても同条例の規定により、一部が非開示になる場合やこの通知内容より具体的な情報が記載されていない場合もありますので、その旨ご了承ください。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第8条関係)